

令和2年 第12回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年12月22日（火）午前10時00分から午前10時55分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐、辻川指導室長、藤森社会教育課長、
川井田社会教育課長補佐、山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 2年12月22日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第50号	弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
5	議案第51号	弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
6	議案第52号	弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和2年第12回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。

本日は、年末のお忙しいところ、お集まり頂き、大変ありがとうございます。それでは、只今から、令和2年第12回定例教育委員会を、開会いたします。今年最後の教育委員会会議となりますので、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の定例委員会での会議録の承認につきましては、菅原委員に、お願いしております。

それぞれ、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

11月26日～12月4日 弟子屈小学校 学習発表会

11月26日 川湯小学校 研究発表会 in Zoom

11月27日 弟子屈中学校 公開研究会

11月28日 奥春別小学校 閉校記念式典・思い出を語る会

11月30日 教育委員コラムNo.28 発行

12月2日 アイヌ民族資料館職員との今季業務終了懇談

12月4日 大相撲 王鵬十両昇進祝賀会

12月5日 令和2年度どさんこ☆子ども地区会議

12月8日～9日 令和2年第4回弟子屈町議会定例会

12月10日 寄附採納

元弟子屈小学校長 山王丸喜一氏逝去

12月11日 第9回連携校長会議

寄附採納

12月12日 川湯中学校 土曜授業（参観日）

12月15日 世界一大きな絵 2020 事業完成
12月16日 和琴小学校 アイヌ文化体験教室
12月17日 小中高連携会議
12月18日 特別支援推進会議
12月21日～1月7日 公民館ロビー展「成人式写真展」

【質疑応答】

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。何かご意見やご質問があれば、お聞かせ願いたいと思います。

菅原委員：奥春別小学校が、3月31日で閉校となりますが、その後の学校の活用方法は、何かあるのでしょうか？

岩原教育長：以前は、京都の造形大学が借り受けたいとの話がありましたが、最終的には、地域で使いたいということになり、農家の方が校舎やグラウンドを含めて使いたいということで、教員住宅を実習生の宿舎にするとか、グラウンドであればサイレージの保管場所ととか、そのような意向がありましたので、町長が決断しました。補助金の関係で、令和6年3月まで売ることができませんが、それ以降は売却が可能となり、地域の農家の方が使いたいということであれば、売ろうかということで、現在、地域で使いたい人を募集しております。

菅原委員：それまでの間の所管は、教育委員会となるのでしょうか？

岩原教育長：町となります。すぐに壊したりはできないので、当面は現状のまま貸すことになるかと思います。遊具などは、使いたい学校へ移設する予定です。
そのほか、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、日程4、議案第50号「弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題といたします。

なお、関連がありますので、日程5、議案第51号「弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、日程6、議案第52号「弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口補佐：はい。ただいま、上程のありました議案第50号から議案第52号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

令和3年3月31日で閉校となる奥春別小学校に関しましては、8月25日に開催されました定例教育委員会で、学校廃止の議決を頂いたところでありますが、学校設置条例につきましては、今月8日から開催された弟子屈町議会第4回定例会において、奥春別小学校の名称等を削除する、条例の一部改正案が議決されたところであります。

今回、条例改正を受け、奥春別小学校の名称等が記載されている教育委員会規則及び訓令の一部改正について、提案するものであります。

それでは、議案書の議案第50号のページをご覧願います。

議案第50号、弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

小・中学校の通学区域等について、定めている規則で、奥春別小学校の区域を削除するものであります。

次の1ページをお開き願います。併せまして、参考資料の1ページに現行の規則の条文を掲載しておりますが、初めに、こちらをご覧ください。

第2条で、小・中学校の通学区域を、別表第1のとおりとしており、2ページの現行の表では、「奥春別小学校の通学区域を、奥春別、重内、西7号以西の~~鎧~~別と、この区域の39線から56線まで」となっております。また、弟子屈小学校か奥春別小学校かを選べる調整区域として、「高栄4丁目から奥オソツベツ」と記載しております。具体的には、参考資料4ページの図面のとおりであります。なお、この図面では、小学校のみの記載としております。

今回の改正では、奥春別小学校の通学区域を弟子屈小学校に含め、調整区域をなくすものであります。改正後の別表につきましては、参考資料の2ページから、議案書の2ページのように、地域の名称を並べるのではなく、簡潔に、「川湯小学校・和琴小学校・美留和小学校の通学区域を除く全域」としました。同様に、中学校の通学区域も、参考資料の方の現行の弟子屈中学校の通学区域で、中央から3行目の熊牛原野とともに、川湯中学校を除く全域と書かれておりますが、改正後は、簡潔にこの文言だけとしております。

改正後の通学区域につきましては、参考資料5ページのようになります。こちらも小学校だけの記載であります。川湯小学校区がそのまま川湯中学校区で、それ以外が弟子屈中学校区となります。

議案書の1ページにお戻り願います。

第5条で「調整区域内通学の手続」について規定しておりますが、現在、弟子屈小学校と奥春別小学校との間の調整区域しかありませんので、これを削除して、第6条を第5条に繰り上げることにしました。

附則として、施行年月日は、次の2つの規程の改正とともに、令和3年4月1日からとなります。

続きまして、議案第51号のページをご覧ください。

議案第51号、弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

教育委員会での公の印、公印の取扱いについて定めている規程に、奥春別小学校の印がありますので、これを削るのと併せて一部文言の修正を行う改正であります。

次の1ページをお開き願います。

新旧対照表の改正後で、第3条と別表につきましては、これまでは、「別表1」「別表2」と表記しておりましたが、法令用語としては、先ほどの通学区域規則のように、第の字が入るのが一般的でありますので、今回の改正に合わせて、文言を修正することとしました。

次に2ページと、参考資料では、6ページから現行の条文を掲載しておりますが、8ページをお開き願います。ご覧のように、参考資料の別表1（第3条関

係)の公印番号12番「弟子屈町立奥春別小学校印」と13番「弟子屈町立奥春別小学校長印」を、議案書の別表第1(第3条第1項関係)のように、12番と13番を削ります。

同様に、議案書の3ページと参考資料の9ページの公印のひな型につきましても、2つの公印を削ります。

続きまして、議案第52号のページをご覧ください。

議案第52号、弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

条文の中の奥春別小学校の文言を削るのと併せて、一部文言の修正を行う改正であります。

次の1ページをお開き願います。

参考資料は、最後の10ページに、現行の条文を掲載しております。

第2条で、スクールバスの利用の範囲を定めており、通学距離が、小学校の児童は2キロメートル以上、中学校の生徒は2.5キロメートル以上の基準の中で、和琴小学校・美留和小学校・奥春別小学校は、へき地であることから例外的に1.5キロメートル以上としておりましたが、この条文の中で、「奥春別小学校の場合」を削ります。

併せて、第2条の第3項で、「教育長が必要と認めた場合」とありますが、その次の第3条で「弟子屈町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」とあり、書き方として順番が逆でありましたので、改正後の記載のように、改めるものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第50号から議案第52号までの説明とさせていただきますが、学校の建物や土地の所管換につきましては、先ほど、菅原委員からもご質問がありましたが、来年3月までの間で、改めて議案提出したいと考えております。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、3点説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

菅原委員：奥春別小学校から美留和小学校へ行きたいというようにお話を聞いたこともありましたが、それはこの指定校変更許可という特別な措置で対応するのでしょうか？

山口補佐：そうです。それと特認校の要綱も定めておりますので、それに従って手続きをするということになります。

菅原委員：特別な案件として、教育委員会が認めるということですね。

金井委員：美留和小学校が特認校になったばかりですが、バスとか通うのが美留和地域の人だけに限定されると、ほかから来られないようなニュアンスに取れます。個別でやるということがあればよいのですが、別表で美留和小学校に通えるのは、美留和地区と書かれていると、ほかの地区から通えないような感じになります。奥春別の方もそれがネックで美留和小学校をあきらめたような話を聞いております。

岩原教育長：特認校の要件で、基本的に保護者の送り迎えを原則としております。あとは、

実際に個別協議されるものかと思います。初めからスクールバスありきではなく、個別に判断していくもので、原則はこのように書いておりにしておかなければだめかと思います。

金井委員：特例については、特認校の規程の中に明記されていましたか？

岩原教育長：そこまではありません。特認校の規程の中には、送迎は保護者がするというのが原則と謳っておりますが、あとは個別相談となるかと思います。美留和地区へはスクールバスが市街地から行きますので、「出発時間までにどこどこに来てもらえれば乗れる」ということもあります。そこで、規程を整備しなければならないということであれば、また考えていきたいと思えます。

当初、奥春別から弟子屈小学校へ行くのを躊躇していた人もいましたが、みんな一緒になって弟小へ行くので、今のところ全員弟小へ行くようです。

菅原委員：では、美留和小学校へは行く子はいないのでしょうか？

岩原教育長：今のところ、いません。逆に弟小の特別支援学級にいるきょうだいで、美小へ行ってみようと考えた子もいましたが、中々現実にはそのようにはいきませんでした。まだ様子見の所があるかもしれません。

金井委員：あと、弟子屈にいる人で、来年度に年長組となる子の親も、自分が送迎できないので、行きのバスが対応できればと考えているようです。帰りは児童クラブ行きがあるのでいいのですが。

岩原教育長：バスに乗れる時間や場所など個別に相談できます。朝は早いですが、例えば7時に公民館前に来てもらうとかになるかと思えます。家の前まではいけませんし、その人のためだけに新たにバスを出すことはできませんが、いずれにしても、美留和へ通わせたい意向があれば、個別に相談させて頂きたいと思えます。

金井委員：相談の窓口はどちらになるのでしょうか？

岩原教育長：教育委員会です。校長へ言ってもよいですし、一緒になって、希望が叶えられるようにしたいと思えます。

そのほか、ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいのでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、それでは、議案第50号「弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第51号「弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第52号「弟子屈町スクールバス運行基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認します。

岩原教育長：これで、本日子定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

山口補佐：私の方から、臨時休校の流れについて、説明させていただきます。

従前から、吹雪の警報が発令される時には、前日判断が多くなってきております。そこで改めて今年から、前日判断の流れを校長会と協議しながら策定しました。原則として小中7校全校一斉の判断であります、天候の状況等によ

って当日早朝の判断もあり、実際に今年の冬にも1回ありました。もう一つの原則として、警報が出た場合、あるいは警報が出ることが確実な場合、臨時休校とすることとしております。流れについては、記載のとおりです。

裏面は、これまで当日の早朝判断の流れというものを作成しておりました。5時半までにバスの運行が可能か等の情報を収集して、6時までにご覧のルートで連絡することとしております。学校から保護者へはメール等で流れるほか、教育委員へは私から携帯メールにて速やかに連絡する予定です。そのほかの連絡網はご覧のとおりです。

当日の朝ではバタバタしますので、できるだけ前日判断できるように校長会と連携していきたいと考えております。以上です。

辻川室長 : 指導室から、カラーの「弟子屈町メディアルール制定にあたって」についてお配りしております。先月の定例教育委員会で校正前の物を見て頂きましたが、今回若干の表現の修正を加えて、冬休みに入る前に全小中学生に配付することとなりました。お子様を通じて保護者のお手元に届くかと思えます。これはあくまで、町で守って頂きたい最低限のルールですので、各家庭でルールを決めている場合には、そちらが優先となります。以上です。

藤森課長 : 社会教育の方から、成人式の関係について説明させていただきます。
すでに各委員からは出欠のご報告を頂いております。現在、近隣では釧路市や根室管内で延期している自治体がありますが、弟子屈町では今のところ徹底した感染対策をした上で、これまで行っていた祝賀会を取りやめ、式典だけとし、時間を短縮して実施する方向で考えております。12月29日に最終判断し、その後急激な悪化とならない限り、予定通り1月10日に開催となります。13時15分までご参集して頂くことをご案内しておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

金井委員 : メディアルールについてよろしいでしょうか？LINEの講習会に出て色々聞いたことがあります。子供に8時半までにしなさいと言っても、そのあと親がLINEをやっていると、子供も反発がありますので、子供だけに押し付けるのではなく、親も一緒にスマホをしまうとか、子供の前ではなるべく使わないとか、そういったことを、PTA総会等で話された方がよいのではないのでしょうか？

辻川室長 : 今年度はコロナの関係で町P連の研修大会もできず、学校ごとのPTA総会も行っていないところが多いです。今年度は特別ですが、来年度、町P連、各PTAの中でも考えたいと思えます。教育委員会との連名である生徒指導連絡協議会は各学校の担当者がおりますので、各PTAの集まりで使って頂きたいと思えます。今回は小中学生への配付ですが、より多くの町民の皆様にもお伝えできるように、ホームページや広報でお知らせしたいと考えております。令和3年度には、金井委員から頂いた意見を参考にしながら、家庭の方に周知して聞きたいと思えます。

菅原委員 : 親を対象にするのはすごく大事だと思います。「子供は親を見ている」というような言葉も入れたらよいかと思えます。

金井委員 : LINEの方が言っていましたが、LINEで遊んでいるのではなく、OPEN LINEにして、隣にいらなくても一緒に勉強しているのが流行っているようです。わからな

い問題も教え合うことができるようです。インスタグラムでも勉強シーンを流すことも受けておりますので、中々一概に言えず難しいところです。

辻川室長 : 私たちは、子供の生活習慣や健康面を主にお話ししていますが、便利なものであるということについては、勉強で活用することもできることもあるという話を踏まえつつ、危険性と両面を知ったうえで、使って頂きたいと思います。

金井委員 : 弟子屈町ではLINEの研修会はありましたか？

辻川室長 : 平成30年度の研修は、脳の影響が深刻であることを知って欲しいという趣旨で、川島教授に来ていただきましたが、聞いて頂く目的を何にするかによって来て頂く方が決まるのかと思いますので、教育委員会だけでなく生徒指導連絡協議会やPTAとも連携して決めていきたいと思います。

藤森課長 : 管内のPTA連合会の研究大会が、来年弟子屈町となり、例年より多く予算が付けばと思います。

金井委員 : LINEは無償で来ていただけます。正しい使い方を教えてくれ、いい研修だったと思います。

岩原教育長 : 候補に考えたいと思います。

岩原教育長 : 休憩します。

岩原教育長 : 再開します。

最後に、次回以降の、教育委員会の開催日時につきまして、確認します。

お手元に、令和3年の日程表をお配りしております。

最初の「第1回定例教育委員会」の開催日程につきましては、前回の定例教育委員会で、1月26日、午前10時からということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、1月は26日ということでお願いします。2月は25日を候補日としておりますが、来月、再度、確認したいと思います。3月は教職員の人事に係る臨時が4日にありますが、そのほかは月1回の予定でお願いします。それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第12回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳